

海外年金の動向

オーストラリアの年金制度について

三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部 菅谷 和宏

オーストラリアは、1908年に公的年金が創設され、早くから社会保障制度が整備され、全て税財源により賄われ保険料の負担はありません。給付水準は、単身で平均賃金の27.7%と、必要最低限に抑えられています。また、所得や資産が一定額以上の場合には、給付額が減額または支給停止されます。

一方、政府は私的年金による老後所得保障政策を推進しています。企業に対して賃金の9.5%（2025年に12%まで段階的に引き上げ予定）を、私的年金の「スーパーアニュエーション」に拠出することを義務付け、18歳以上で月収450豪ドル（約36,000円）以上、週30時間以上の被用者（パート労働者等含む）に対して加入することを義務付けています。

経済が順調に推移する中、その資産額は2.8兆豪ドルに達し、名目GDPの約1.5倍にまで拡大しています。（2019.4.10現在、1豪ドル=80.53円、1USドル=111.9円、1USドル=1.4豪ドル）

1. 社会保障制度の歴史

オーストラリアの面積は、日本の約20倍（769万2,024km²）もありますが、人口は、約2,499万人（2018年）と、日本の人口の約1億2,433千万人（2018年）の2割に過ぎません。名目GDPは1兆3,379億USドル（149.7兆円）（2018年）で、世界第14位、実質GDP成長率は2.9%（2018年）、消費者物価上昇率は2.1%（2018年）です。

世界保健機構（WHO）「World Health Statistics 2018（世界保健統計2018）」によると、合計特殊出生率は1.8、平均寿命は、男性は世界第3位の81.0歳（日本は第2位の81.1歳）、女性は世界第8位の84.8歳（日本は第1位の87.1歳）です。一方、人口は2014年をピークに減少に転じています。

世界有数の資源国かつ鉄鉱石、石炭、銅、ウランなどの輸出大国であり、日本への主な輸出品目は、石油・コークス、天然ガス及び製造ガス、金属鉱、牛肉等です。日本

とオーストラリアの租税協定は1970年、社会保障協定は2009年に締結されました。

1606年にオランダ人探検家 Willem Janz がオーストラリア大陸を発見後、1788年にイギリスからの移民が開始され、1828年に全土がイギリスの植民地となりました。1901年にオーストラリア連邦としてイギリスから独立、6つの州とその他特別地域から成る連邦議院内閣制と立憲君主制の自由民主主義の政治体制を確立しました。

オーストラリアはイギリスの自治領として発展した経緯から、イギリスの社会保障政策と歩調を合わせ、1908年に「老齢年金・障害年金」に関する公的年金制度が創設されました。保険料負担はなく全額租税を財源としています。しかし、1969年に財政的負担への懸念から「資力調査（Means test）」が導入され、所得および資産が一定以上の場合には、老齢年金が減額または支給停止

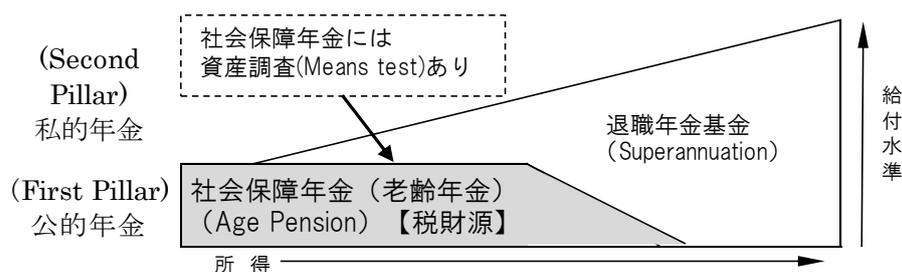
する仕組みが取り入れられました。

オーストラリアでは、労働者の賃金について、個別労働事件に関する労働条件の裁定が同一産業に適用される「仲裁裁定制度」が採用され、労働者の最低賃金は比較的高い水準となっています。労働組合は賃金の引上げを労使交渉の最優先課題としています。1970 年代のインフレと失業率が高まる中、労働組合側からの賃上げ要求に対して、賃金を引き上げる代わりに退職年金として掛金を拠出する代替策が考えられました。

これに対して、政府は公的年金の財政負担を抑え、社会保障を充実させるために、

1992 年に「スーパーアニュエーション保証法 (Superannuation Guarantee Administration Act 1992,SG 法)」を制定し、全ての被用者 (パートタイム労働者や公務員を含む) を対象に、企業に対して賃金の 3% を拠出することを義務付け、退職年金制度の全産業への拡大を図りました。これにより、オーストラリアの年金制度は、租税を財源とする公的年金「Age Pension」と、企業拠出による被用者を対象とした私的年金「スーパーアニュエーション」という 2 本の柱からなる「Twin Pillar 政策」が確立されました (図表 1)。

(図表 1) 豪州の年金制度



出所：筆者作成

2. 公的年金制度の概要

公的年金は 1 階部分 (First Pillar) に位置付けられ、「①老齢年金 (Age Pension)、②遺族年金、③障害年金」の 3 種類があります。

老齢年金は、保険料負担はなく全額租税により賄われています。国内に 10 年以上の居住期間を有し、年金請求時に国内に居住していることを要件に、65.5 歳から支給が開始されます (2017 年から 2 年に 6 カ月ずつ引き上げ、2023 年には 67 歳支給開始となる予定)。なお、受給開始可能年齢の繰り上げや繰り下げ制度はありません。

老齢年金は、現役時代の所得や納付税額

と関係なく一定額が支給され、給付水準は単身者が平均賃金の 27.7%、夫婦では 41.8% とされ、年金額は単身者が 2 週間 (fortnight) で 826.20 豪ドル (約 66,100 円)、夫婦では 1 人あたり 2 週間で 622.80 豪ドル (約 49,800 円)、毎年 3・9 月に消費者物価指数の変動による年金額改定が行われます (図表 2)。

受給に際しては、所得調査 (Income Test) と資産調査 (Asset Test) があり、一定以上の所得や資産がある場合に年金額が減額または支給停止されます。所得調査では、個人の所得や贈与金額、Superannuation からの支給額 (一定額までの支給額は除く) が含

まれます。所得は単身者が 2 週間で 1,938.20 豪ドル（約 155,100 円）、夫婦では 3,036.40 豪ドル（約 242,900 円）以下の場合に老齢年金が部分支給され、これ以上の場合は支給停止となります。

資産調査には、自宅用の家と土地は含ま

れず、それ以外の金融資産（預貯金、株、信託財産、生命保険払戻金、Superannuation の資産）、自動車、別荘、趣味のコレクション等が対象となります。この結果、老齢年金受給者の 2 割が支給停止され、2 割が部分支給となっています。

(図表 2) 老齢年金額 (2018 年第 2 四半期)

単身世帯 (2 週間あたり)	夫婦世帯 (2 週間あたり)
826.20 豪ドル (約 66,100 円)	(1 人あたり) 622.80 豪ドル (約 49,800 円)
	(夫婦合算) 1245.60 豪ドル (約 99,600 円)

出所：筆者作成

3. スーパーアニュエーションの仕組み

1984 年に建設産業労働組合スーパーアニュエーション基金が創設された後、政府は同様の仕組みが全産業に対しても必要と考え、1986 年にはインフレによる 6% の賃上げ要請に対して、2% の賃上げと 3% の従業員退職年金への拠出、そして 1% 分を政府が減税するという政策が行われました。

その後、従業員退職年金に関する規定整備のため、1992 年に「スーパーアニュエーション保障(管理)法 (Superannuation Industry(Supervision)Act 1993,SIS 法)」、1993 年に「スーパーアニュエーション産業監督法 (Superannuation Industry (Supervision) Act 1993,SIS 法)」を制定し、企業に対して賃金の 3% をスーパーアニュエーションへ拠出することを義務付けました。また、必要な拠出額を拠出しなかった場合の罰則規定が設けられ、不足分の拠出とそれに係る金利および罰金が科せられることとなりました。

スーパーアニュエーションは、主に確定拠出型の年金制度が主であり（確定給付型もあり）、18 歳以上 70 歳未満で月収 450 豪ドル（約 36,000 円）以上、労働時間が週 30

時間以上の被用者を加入させることを義務付け、正規社員のみならず短時間労働者（パートタイム労働者）や不定期労働者、ベビーシッターなどの家事労働者、外国人労働者などで一時的にオーストラリアに居住する労働者も含まれます。また、企業の都合等により一時的に海外で働く被用者についても、企業は拠出を続けなければならないとされました。

企業は賃金の 9.5% の拠出が義務付けられています(2013 年 7 月に 9.0% から 9.25% に、2014 年 7 月に 9.5% に引き上げ)。さらに、2021 年に 10% に、その後は毎年 0.5% ずつ引き上げ、2025 年 7 月 1 日以降は 12% となる予定です。なお、賃金には手当、賞与などが含まれますが、超過勤務手当は含まれません。また、年収 130,960 豪ドル（約 1,048 万円）を超える金額部分については、企業の拠出義務はありません。企業拠出は損金算入となり、上限額は年間 5 万豪ドル（約 400 万円）ですが（2007 年改正）、上限額を超える掛金の拠出も可能です。

一方、個人に対しては、企業が拠出した

段階で個人所得税が課税されますが、年間 2 万 5 千豪ドル（約 200 万円）まで軽減税率 15%が適用されます（平均的な所得税率 37.5%程度と比べて優遇）。これを超えて拠出した場合は、通常の個人所得税率により課税がなされます。2018 年 7 月以降、個人所得税の軽減税率が適用される拠出限度額の未使用枠について 5 年間繰り越しが可能となりました。従業員には拠出義務はありませんが、年間 15 万豪ドル（約 1,200 万円）を上限に任意で事業主拠出に上乗せして拠出することも可能です。また、自営業者や無職者等も任意で加入することが可能です。拠出は少なくとも、3 カ月ごとに支払う必要がありますが 1 カ月毎や 2 週間毎に支払うこともできます。

拠出奨励策として政府による助成制度があります。ひとつは、「Super Co-contribution」で、所得 46,920 豪ドル（約 375 万円）以下

の低・中所得者の個人掛金に対して、年度の補助率（例えば、掛金の 50%など年度により異なる）により助成する仕組みで上限補助額は 500 豪ドル（約 4 万円）までです。

もうひとつは、「積立金補助制度（LISC：Low income Super contribution）」で、所得が 37,000 豪ドル（約 296 万円）以下の低所得者に対して、スーパーアニュエーションへの拠出（企業または個人）の 15%相当額を補助し、最少額 20 豪ドル（約 1,600 円）から上限額の 500 豪ドル（約 40,000 円）までの助成が受けられます。

拠出は 1997 年に 70 歳まで、2002 年に 75 歳まで可能となりました。また、2005 年には働きながら受給ができるように「在職老齢年金制度（Transition to Retirement Pension）」が創設されています。運用時も同じく 15%の軽減税率が適用され、給付時は 60 歳以上であれば非課税で受給することができます。

4. スーパーアニュエーションの形態

スーパーアニュエーションの設立形態は、特定の産業の従業員向けの「①産業別ファンド（Industry Funds）」、各企業が個別に設立する「②企業ファンド（Corporate Funds）」、政府職員などの公務員専用の「③公的セクターファンド（Public Sector Funds）」、金融機関が提供し、個人が任意で加入できる「④リテールファンド（Retail Funds）」、自営業者等が自分や家族用に設立する 5 人未満の小規模ファンド「⑤スモールファンド（Small Funds）」があります（図表 3、4）。

「リテールファンド」は一般的に誰でも加入が可能ですが、近年、「企業ファンド」を設定していた企業が、制度運営をアウトソースするために、リテールファンドを利

用するケースもあります。「スモールファンド」には、専門的知識を持ち独自に運用を行う自己管理型の SMSF（Self Management Superannuation Fund）が多く含まれており、個別株式や不動産などへの投資が可能です。しかし、制度の運用に係る責任を自らが負うものであり、コストと手間が必要となるため、ファンドの規模は大きくなっており、SMSF の平均残高は 60 万豪ドル（約 4,800 万円）となっています。なお、SMSF の監督官庁はオーストラリア国税局（ATO：Australian Taxation Office）です。

これ以外に、1997 年に「退職所得勘定法（Retirement Saving Account Act 1997）」が制定され、「⑥退職貯蓄ファンド（Balance of

Life Office Statutory Funds)」が創設されました。これは、低所得者向けに銀行や保険会社が提供する低コストで元本保証型（預金や保険）のスーパーアニュエーションで、最低収益を提供する目的で創設されました。

従業員は 2005 年 7 月以降、どの基金に積み立てを行うかを選択することが可能となり、企業が提供する「企業ファンド」に加入せずに、金融機関が提供する「リテールファンド」に加入することも可能です。

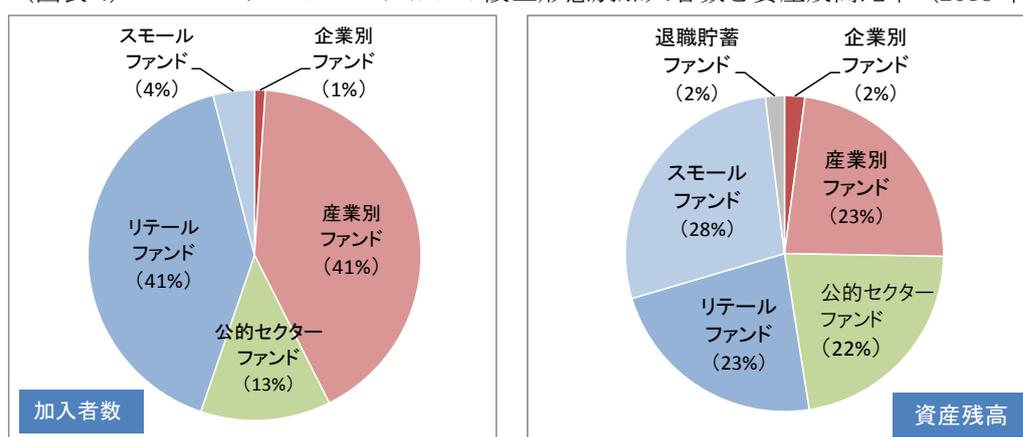
また、選択した基金を変更することも可能で（年に 1 度に限る）、1 人で複数の口座を持つこともできます。被用者の約 9 割がスーパーアニュエーション加入し、2019 年 1 月現在の資産額は 2 兆 7,590 億豪ドル（約 218.6 兆円）、名目 GDP の約 1.5 倍の資産規模まで拡大しました。年間約 1,479 億豪ドル（11.8 兆円）（2018 年）が拠出され、2035 年には資産額は 9.5 兆豪ドル（760 兆円）まで増加する見込みです。

（図表 3）スーパーアニュエーションの種類と資産残高等（2019 年 1 月）

設立形態	プラン数	加入者数	資産額
① 産業別ファンド(Industry Funds)	38	11.6 百万人	6,530 億豪ドル
② 企業ファンド(Corporate Funds)	24	0.3 百万人	240 億豪ドル
③ 公的セクターファンド(Public Sector Funds)	37	3.5 百万人	6,110 億豪ドル
④ リテールファンド(Retail Funds)	118	11.4 百万人	6,280 億豪ドル
⑤ スモールファンド(Small Funds)	598,035	1.1 百万人	7,570 億豪ドル
⑥ 退職貯蓄ファンド (Balance of Life Office Statutory Funds)	—	—	530 億豪ドル
<Total>	598,252	27.9 百万人	2 兆 7,590 億豪ドル

出所：ASFA「Superannuation Statistics」January 2019 より筆者作成

（図表 4）スーパーアニュエーションの設立形態別加入者数と資産残高比率（2018 年 6 月）



出所：APRA「Annual Superannuation Bulletin」June 2018 より筆者作成

支給開始は、退職後 60 歳に到達した場合、または就労中でも 65 歳に達した場合であり、非課税で引き出しが可能です。給付は一時金または年金を選択でき、年金で受け

取る場合は、終身年金、有期年金、平均余命年金 (Account based Pension)、配分年金 (Allocated Pension) の方式が選択できます。平均余命年金は、支給開始時の年齢

から余命を算出し、平均余命まで支給するものです。配分年金とは、あらかじめ毎年引き出す最低額と上限額が決められ、この範囲内で年金を受け取るものです。

また、中途引き出しが可能な場合として、経済的に困窮な場合、医学的治療を要する

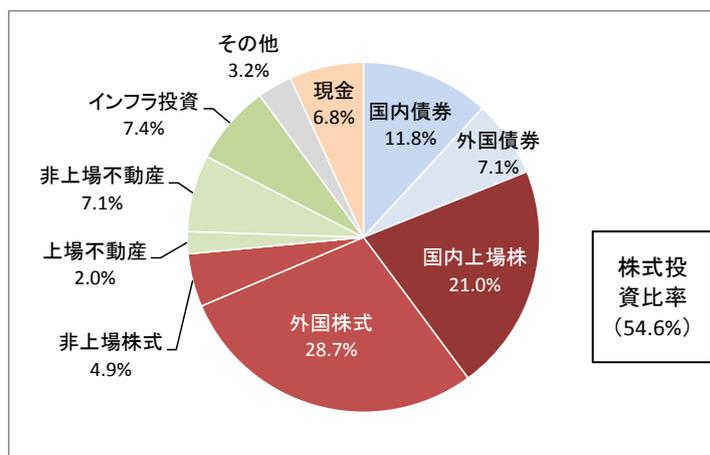
場合、一時的または恒常的な障害となった場合、死亡時、外国人労働者で完全帰国する場合などがあり、60歳以前でも支給を受けることが可能ですが、引き出し額に対して課税されます（本人拠出分については非課税）。

5. MY Superとデフォルトファンド

2008年のリーマンショック後、「個人の商品選択が適正になされているか」、「合理的な金融行動が取られているか」という課題に対して、2009年5月～2010年6月にスーパーアニュエーションレビュー（クーパー・レビュー）が行われました。当初、加入者は与えられた仕組みの中で最適な意思決定を行うと考えられていましたが、必ず

しもそれは現実的でないことが結論付けられました。加入者の約8割がデフォルトファンドに投資しており、「制度は加入者が商品選択を行いやすくするべきだが、加入者が（適切な）選択をすることを前提に設計されるべきではない」とし、シンプルでコスト効率がよく、分散されたデフォルトファンドの必要性を提言しました。

（図表 5）My Super におけるデフォルトファンドの資産構成割合（2019年1月）



出所：ASFA "Superannuation Statistics" January 2019 より筆者作成

レビューを受け、政府はスーパーアニュエーションの手数料引き下げと加入者への収益拡大を目的に、「適格デフォルトファンド」を設定した「My Super」を2012年に導入しました（2013年7月商品提供開始）。My Superは、監督局であるオーストラリア健全性規制庁（APRA：Australian Prudential

Regulation Authority）の承認が必要とされ、2014年1月以降、デフォルトファンドは、MySuper 適格商品のみが認められることとなりました。MySuper のデフォルトファンド規定としては、「①単一の分散投資された商品（バランス型ファンド）」または「②ライフサイクルに基づく投資商品群」とされ

ました。現在、My Super 商品の4分の1は「ライフサイクルファンド」で、その資産構成は、内外株式・債券、不動産などに分

散投資するバランス型ファンドが一般的です（図表5）。

6. 年金基金の資産規模の比較

OECD加盟34カ国における私的年金資産規模は、合計28.4兆USドル（前年比3兆USドル増加）（2017年）で、オーストラリアは1.7兆USドル（2.4兆豪ドル）（前年度比2.3千億USドル増加）の第3位です。

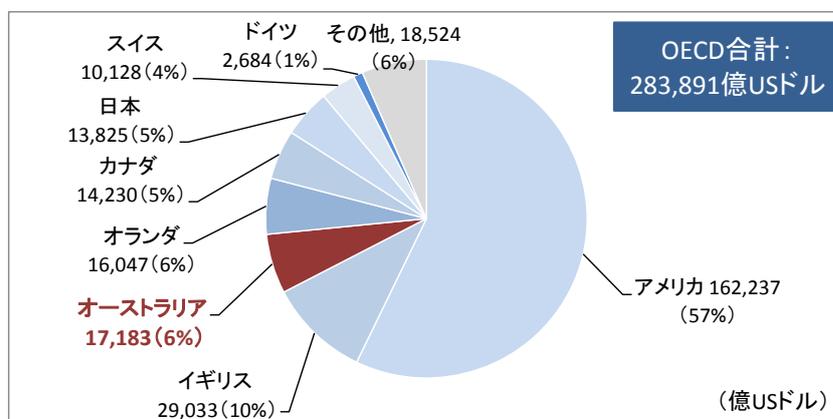
一方、日本は1.4兆USドルで第6位（前年度比300億USドル増加）です（図表6）。

オーストラリアでは、公的年金は必要最低限度の水準とし、私的年金で補完する政策がとられています。私的年金の規模は、その国の社会保障政策における公的年金と

私的年金の位置づけや私的年金の経過年数、さらにその国の人口動態や経済成長などの社会的・経済的要因にも影響されますが、スーパーアニュエーションは、政府主導で仕組みが整備され、経済環境の好転等を背景に資産額が増加し、国民に対する老後所得保障機能を高めていると言えます。

なお、本稿における意見等については筆者の個人的見解であり、所属する組織のものではないことを申し添えます。

（図表6）OECD加盟国における私的年金の資産残高（2017）



出所：OECD（2018）「Pension Funds in Figures 2017」より筆者作成
（<https://www.oecd.org/daf/fin/private-pensions/Pension-Funds-in-Figures-2018.pdf>, 2019.4.10）。

<主な参考文献>

- 神谷哲也「オーストラリアにおけるスーパーアニュエーションの現状」『市場クォーターリー』（2008.Supring）
- 西村淳（2018）「オーストラリアの年金制度」『年金と経済』公財 年金シニアプラン総合研究機構, Vol.13.№2
- 佐川あぐり（2018）「豪スーパーアニュエーション、成功の背景は」『大和総研レポート』2018.3.26
- 徳島勝也（2016）「スーパーアニュエーションの動向」『ニッセイ基礎研究所』（2016-02-09）
- 野村亜希子（2013）「オーストラリアのスーパーアニュエーション」『野村市場クォーターリー』（2013.Autumn）
- 中川秀空（2013）「オーストラリアの年金制度の現状と課題」『レファレンス』（2013.4）
- ASFA（2019）「Superannuation Statistics」January 2019
（<https://www.superannuation.asn.au/resources/superannuation-statistics,2019.4.10>）
- APRA（2018）「Annual Superannuation Bulletin」June 2018
（<https://www.apra.gov.au/publications/annual-superannuation-bulletin,2019.4.10>）

- ▶ 本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- ▶ 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご留意ください。
- ▶ 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、顧問会計士・税理士等にご確認くださいませようお願い申し上げます。
- ▶ 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- ▶ 当レポートの著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- ▶ 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。